喫煙室（喫煙場所）の類型

	特定屋外喫煙場所	喫煙専用室	加熱式たばこ専用喫煙室	喫煙可能室	喫煙目的室
設置できる施設	第一種施設	第二種施設	第二種施設 ※県特定第1種施設は設置不可	第二種施設 ※既存特定飲食提供施設に限る（要届出）	喫煙目的施設
設置場所	屋外（敷地内）	屋内の一部	屋内の一部 ※施設面積の1/2以下とすること （神奈川県条例 努力義務）	屋内の全部または一部	屋内の全部または一部
喫煙室のイメージ　（注）			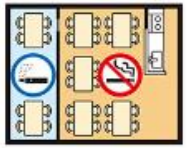	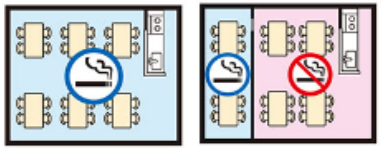	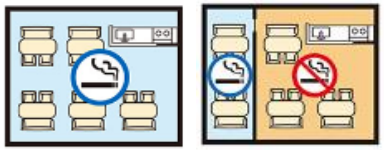
必要な措置	設置要件（以下）を満たすこと ①施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置 ②喫煙場所を区画している ③喫煙場所である旨の標識を掲示	喫煙室の室外への煙の流出防止の技術的基準（以下）を満たすこと ①出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m/秒以上であること ②たばこの煙（蒸気を含む。以下同じ。）が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること ③たばこの煙が屋外に排気されていること ※経過措置あり（神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例に定める特例県第２種施設に限り適用可能） ※喫煙可能店（喫煙可能室において屋内の全部を喫煙可とした場合）に限り、上記の3要件の②のみ満たせばよい			
紙巻きたばこ	○	○	×	○	○
加熱式たばこ	○	○	○	○	○
飲食など屋内での喫煙以外の行為		×	○	○	公衆喫煙所 ✕（飲料自販機の設置は可） 喫煙が主目的のバー等 ○（主食の提供不可） 注1.一般的な居酒屋やレストランは該当しない 注2.たばこの販売許可か出張販売先としての許可が必要 たばこ販売店 ✕（たばこの販売は可）
掲示する標識 ※主なもの					 ↑喫煙が主目的のバー等の場合↑
掲示場所	特定屋外喫煙場所	施設出入口 / 喫煙専用室出入口	施設出入口 / 加熱式たばこ専用喫煙室出入口	店内全部で喫煙可能な場合の店舗出入口 / 喫煙可能室を設置した店舗出入口 / 喫煙可能室出入口	屋内全部で喫煙可能な場合の施設出入口 / 喫煙目的室を設置した施設の出入口 / 喫煙目的室出入口

※「県特定第1種施設」「既存特定飲食提供施設」「特例県第2種施設」その他詳細については、川崎市の「受動喫煙防止対策」のページをご覧ください。

（注）喫煙室のイメージは、政府広報オンライン「屋内は原則禁煙！受動喫煙防止のルールを守りましょう」（https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201907/2.html）に掲載されている画像を使用